

〔論 説〕

投資円滑化に対する国際機関の貢献の展望

—WTOでのルール化に関する諸考察—

藤 田 輔⁽¹⁾

1. はじめに

投資、特に外国投資協定 (FDI) の国際的な枠組みとしては、投資関連協定がその典型であり、具体的には、外国投資家が安定的かつ予見性を持って投資活動を行うための法的枠組みである二国間投資協定 (BIT) と、投資章を含む自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) を指す。かつては、投資受入国としての途上国の不十分な法制度を整備する点からも、投資関連協定の中でも、いわゆる「投資保護型」が多かったが、近年は、途上国の経済成長やグローバル化の進展が影響し、「投資保護・自由型」の方がより多くなった。世界で締結された投資関連協定の数も、国連貿易開発会議 (UNCTAD) の報告では、1990年に330件だったのが、2019年には2844件まで急増した。しかし、多国間の枠組みに関しては、貿易では、世界貿易機関 (WTO) で包括的なルールが決められているのに対し、投資保護・自由化は、WTOでも交渉分野に入らなかったことに加え、1990年代後半に経済協力開発機構 (OECD) で多国間投資協定 (MAI: Multilateral Agreement on Investment) の交渉が決裂したという経緯も影響し、包括的なルールは依然として存在しない⁽²⁾。

一方、時には利害対立やその調整の難航が見られる中、各国・地域間の投資関連協定の交渉で取り決められることが多く、政策的な色彩の強い投資保護・自由化に比べ、FDIの実施時の実用的・技術的な手続きに焦点を当てた投資円滑化 (investment facilitation) に関しては、投資関連協定の盲点となることが多い一方、その性質上、各国・地域のキャパシティにより強く依存するため、途上国では思うように進展しないことが少なくない。例えば、後述するとおり、世界銀行 (World Bank) による「ビジネス環境改善指標 (EDBI: Ease of Doing Business Index)」からも、途上国ほど、そのランク付けが低い傾向にあり、投資円滑化を通じて、ビジネス環境改善を行う余地が大きいことが窺える。他方、先進国でも、必ずしも投資円滑化が順調とも言えない場合がある。これも後述するとおり、例えば、オンライン事業登録に向けた世界各国・地域の取組みが評価されている「グローバル

(1) 現職は本学国際教養学部准教授。それに先立ち、2008年7月～2012年3月にOECD日本政府代表部専門調査員を務め、国際投資や非加盟国協力の案件に関わり、多くの会合をフォローした経験を持つ。その後、上武大学ビジネス情報学部 (2012年4月～2019年3月) を経て、現職に至る。

(2) MAIとは別に、OECD加盟国では、資本移動自由化動規約 (CLCM: Code of Liberalisation of Capital Movements) の下で、FDIを含む資本移動の自由化への貢献が求められている。ただ、CLCMは投資保護の部分を規定せず、OECDに加盟する38カ国のみしか拘束しないという点で、極めて限定的な役割を持つ国際的枠組みと言わざるを得ない。

事業登録ポータル (GERP : Global Enterprise Registration Portal)」では、実は、先進国 (OECD 加盟国) の評価がさほど高くはなく、場合によっては、途上国 (OECD 非加盟国) のそれが上回ることもあるため、一概に途上国が劣位とも言えず、投資円滑化は世界全体にとって重要な政策課題となっている。

そのような中、上記のとおり、2000年代前半に投資の多国間枠組みの形成の議論が頓挫した経験のある WTO にて、2017年12月、有志の加盟国・地域の間で、投資円滑化のルール化に向けた共同閣僚声明が採択された。それ以降、これに参加する国・地域数はさらに増加し、かなり具体的な内容に踏み込んだ「投資円滑化協定」案の発出にも至っているため、WTOにおける投資円滑化の交渉は比較的順調に進捗していると見られる。また、ここでは、FDIの主体としての存在感を認識した途上国が強いイニシアティブを持ち、円滑化という切り口でルール化を模索し、多国間交渉の主役に押し上がってきたという側面も垣間見える。他方、WTOで投資円滑化が扱われるべきではないとして、依然として難色を示す加盟国・地域も見られ、必ずしも楽観論のみでは済まされず、今後の行方には注意が必要である。

以上を踏まえ、本稿では、主要な先行研究から、投資円滑化の定義付けや構成要素を明確にすると同時に、途上国でも先進国でも、投資円滑化の余地が相応に存在するという状況を各種統計で確認した上で、そのルール化に向けて、WTOがいかに貢献すべきかを論じていく。具体的には、投資円滑化に向けた2017年のWTO共同閣僚声明の意義を指摘しつつ、最近の交渉の進捗状況やそれに伴う注意点を踏まえ、投資分野で相応の実績を持つUNCTADやOECDの役割も念頭に置いて、「投資円滑化協定」の妥結を目指すWTOでの今後の交渉のあり方について、政策的提言を試みる。それに加えて、筆者がOECDで経済外交に携わった経験に鑑み、最後に日本がWTOで果たすべき役割についても考えていく。

2. 投資円滑化とは？

2-1. 投資円滑化の定義付け

まず、投資円滑化の定義付けを明らかにしたい。OECDが定期的に発刊する *Investment Insights* の中で、Novik and Crombrugghe (2018) によれば、WTO交渉でもそうであるが、比較的明確に捉えられる貿易円滑化 (trade facilitation)⁽³⁾ と異なり、投資円滑化はより幅広い概念で、各国の政府当局でも、FDIの促進と円滑化を一括りにした業務を委任されることが少なくないため、常に明確に定義されるとは限らず、投資促進 (investment promotion) と混同されがちだとされている。そのような中で、OECDは、政府当局の役割を次の①～⑤に分類し、①・②が投資促進、③・④・⑤が投資円滑化と捉えている (OECD (2015))。

- ①イメージ構築 (image building) : 投資受入国の良いイメージを植え付け、有益な投資先としてのブランドを確立させる。

(3) Novik and Crombrugghe (2018) は、貿易円滑化は、貿易手続きの合理化や簡素化という点で、混乱せず明確な理解を得やすいとしている。

- ②投資の誘発 (investment generation)：特定の産業、活動、企業、市場を対象とした直接的なマーケティング政策を実施する。
- ③投資家向けのサービス (investor servicing)：企業の設立を容易にするため、参入の見込みのある投資家向けのサービスを提供する。
- ④アフターケア (aftercare)：設立後に直面する課題に際し、投資家を支援することで、設立企業を維持し、その再投資を促進する。
- ⑤政策提言 (policy advocacy)：投資環境の問題点を認識し、それらの解決に取り組む政府当局に政策的な助言を施す。

また、OECDは、まだ投資先を決めていない将来の投資家を惹き付けることが投資促進と捉えているのに対し、投資家が既に投資先国に関心を示し、その政策枠組みも理解している状況で、FDIの便益を最大限にしつつ、透明で予見可能で効率的な規制や行政の枠組みを投資家に提供することで、新しい投資や再投資を奨励することが投資円滑化と定義付けている (Novik and Crombrugghe (2018))。具体的には、投資円滑化に際し、不明瞭な法律や行政手続き、事業実施のコスト (特に時間や資源の観点)、公共サービスを実施する能力の不足、腐敗発生のリスク等、投資受入国で企業が直面しうる障壁の削減や除去を行うため、各国・地域はさまざまな政策を講じるとされている (Novik and Crombrugghe (2018))。

一方、他の国際機関の解釈は、異なるアプローチも見られるが、基本的な概念としては、OECDのそれと類似していると考えて良い。例えば、世界銀行は、投資円滑化は、投資先の選定と意思決定の過程に際し、見込みのある投資家に対し、投資受入国が支援を講ずることであり、外国投資の促進をサポートする最も基本的でコスト効率的な活動と捉えている (Novik and Crombrugghe (2018))。UNCTADは、新しい投資家が企業の設立を容易にする役割を担う政府当局の重要な役割の一つとして、投資円滑化を挙げており、透明性、投資家向けのサービス、手続きの簡素化と効率化、協調と協力、キャパシティ・ビルディングが投資円滑化の重要な要素であると明記している (UNCTAD (2016))。また、UNCTADは、投資円滑化は、企業が設立されるまでの全段階で機能するべきとも提言しており、この考え方はOECDの解釈により近いと見られている (Novik and Crombrugghe (2018))。

さらに、Berger et al. (2019)は、投資円滑化は、FDIフローを助けるため、実用的な側面と技術的な手段に重点を置くべきであり、投資保護・自由化の問題とは切り離すことで、各政府の政策余地を確保するべきと主張している (Berger et al. (2019))。

2-2. 投資円滑化の構成要素

前節で見たとおり、FDIの便益を最大限にしつつ、透明で予見可能で効率的な規制や行政の枠組みを投資家に提供することで、新しい投資や再投資を奨励することが投資円滑化であると捉えるOECDの解釈は、世界銀行やUNCTADのそれと比しても、さほど相違が見られないため、筆者も妥当だと考える。その上で、投資円滑化のための方法、政策、プロセスは具体的にどうあるべきかについては、Novik and Crombrugghe (2018)では、次のような構成要素が想定されている。

- ①方法：以下のとおりに、あらゆる規則や手続きを通じて、投資家の活動を支援する。
 - i) 参入投資家へのワンストップ・ショップあるいはシングル・ウィンドウ⁽⁴⁾の設置

- ii) オンライン事業登録システムの導入
 - iii) 事業開始と運営のための法律や行政手続きに関する情報ポータルへの導入
 - iv) 外国投資を担当する全ての政府当局での顧客サービス憲章の明記
 - v) 責任ある企業行動に焦点を当てた既存の投資家に対する体系的なアフターケアのサービス提供
- ②政策：以下のとおりに、投資環境の透明性、予見可能性、効率性を改善する。
- i) 健全で一貫した投資の法的枠組みの構築
 - ii) 行政手続きを簡素化・効率化するための規制措置の実施
 - iii) 良い統治 (good governance) に基づく法律と政治機構の提供
 - iv) 投資家に責任を持って持続可能に運営して貰うことが可能な環境の提供
- ③プロセス：以下のとおりに、便利で影響力のある上記の方法と政策を実現する。
- i) 政府と民間との対話
 - ii) 政府当局内の調整
 - iii) 政府当局とその他省庁への能力開発
 - iv) 既存の方法、メカニズム、政策のための監査と評価

3. 世界で求められる投資円滑化

3-1. 投資円滑化の進展状況を表す指標

前章で見たような投資円滑化は、一般的には、法律や行政が十分に整備されていない途上国ではあまり進んでおらず、外国企業がFDIを通じて、投資受入国に参入する際の障壁になることが少なくない。しかし、実は、先進国でも必ずしも順調に進展していない場合もあるため、投資円滑化はもはや世界全体で求められている政策課題だと考えられる。

一方、投資円滑化の進捗状況を数量的かつ直接的に測る指標は存在しないため、その状況を把握するには、類似した他の指標や手法で代用せざるを得ない。そこで、本節では、世界銀行が作成する「ビジネス環境改善指標 (EDBI: Ease of Doing Business Index)」と、UNCTADやその他機関が運営する「グローバル事業登録ポータル (GERP: Global Enterprise Registration Portal)」という2つの主要指標を用いながら、途上国でも先進国でも、世界全体において、投資円滑化に向け、その改善の余地が存在している点を見出していく。

3-2. EDBI から見る状況

世界銀行のEDBIは、世界各国・地域 (190カ国・地域) における企業活動のし易さがランク付けされ、2003年以降に定期的に公表されている。これは、企業活動に必要な要素として、①事業設立 (starting a business)、②建設許可取得 (dealing with construction permits)、③電力確保 (getting electricity)、④登記 (registering property)、⑤信用取得 (getting

(4) ワンストップ・ショップあるいはシングル・ウィンドウとは、簡易な会社登録、社名確定、登録変更、証明書発行、国税に関する相談、課税控除制度等、外国投資向けの各サービスを受けられる総合窓口のことであり、行政的手続きの簡素化・効率化を通じた投資円滑化に貢献する措置としてよく知られる。

credit), ⑥少数投資家保護 (protecting minority investors), ⑦徴税 (paying taxes), ⑧通関 (trading across borders), ⑨契約執行 (enforcing contracts), ⑩破産処理 (resolving insolvency), ⑪政府との契約 (contracting with the government), ⑫労働者雇用 (employing workers) の12分野で構成されており, そのうち, ⑪・⑫を除く10分野の国・地域別状況が0~100の数値の範囲で指数化されている (World Bank (2019))。数値が100に近づくほど事業環境が良く, 0に近づくほどそれが良くないとされる。また, これらの平均値がEDBIとして表される。

また, 図1のとおり, これらの指標は, 設立に始まり, その運営を経て, 破産処理に至るまで, 企業のビジネスサイクルの流れに沿って計測され, 一貫性を保持している。この中で, 特に投資円滑化に関連するのは, 図1の左端のOpening a businessに位置付けられるとおり, 事業設立と建設許可取得 (上記①・②)である。前者は事業設立に伴う手続数, 時間, コスト, 最低資本金, 後者は建設許可取得に至る手続数, 時間, コスト, 安全基準で, それぞれ計測される⁽⁵⁾。つまり, これらの数値が高いほど, 事業設立や建設許可取得に伴う障壁が少なく, 企業がより容易に参入し, 事業を開始しやすい環境にあると見て良い。

ここで, これらの世界的な傾向を数値で検証する。具体的には, EDBIの最新版を公表している*Doing Business 2020*から指数を抽出する一方, 所得水準を示す数値として, 2020年の一人当たり実質GDPを用いるが, 世界銀行のデータベースの*World Development Indicators*では, 一部の国・地域の分を抽出できないため, 便宜上, 全ての対象の中で, データが揃う172カ国・地域を分析対象とする。

まず, その対象をOECD加盟国 (38カ国・地域)と非加盟国 (134カ国・地域)に分け, 各指数の平均値を算出してみると, 表1のとおりである。いずれの指数も, 先進国が大宗を占めるOECD加盟国の方が高く, 企業が参入し, 事業を開始する際の障壁がより少な

図1. EDBIの各分野のビジネスサイクルでの位置付け



出所：World Bank, *Doing Business 2020*

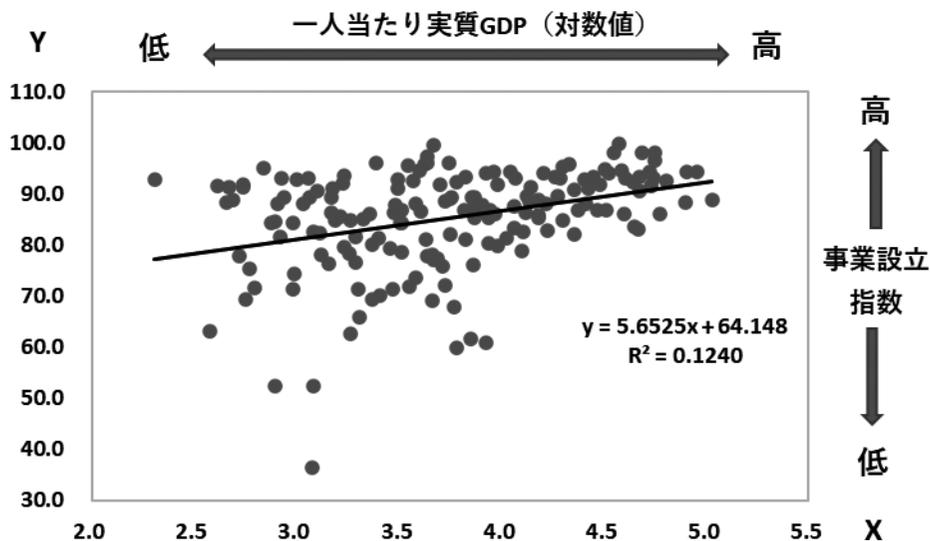
(5) より具体的な計測方法の説明については, 下記の世界銀行のウェブサイトを参照して欲しい。
<https://www.doingbusiness.org/en/methodology>

表 1. EBRI の各指数の平均値

	事業設立	建設許可取得
OECD 加盟国	90.6	75.1
OECD 非加盟国	83.8	65.4

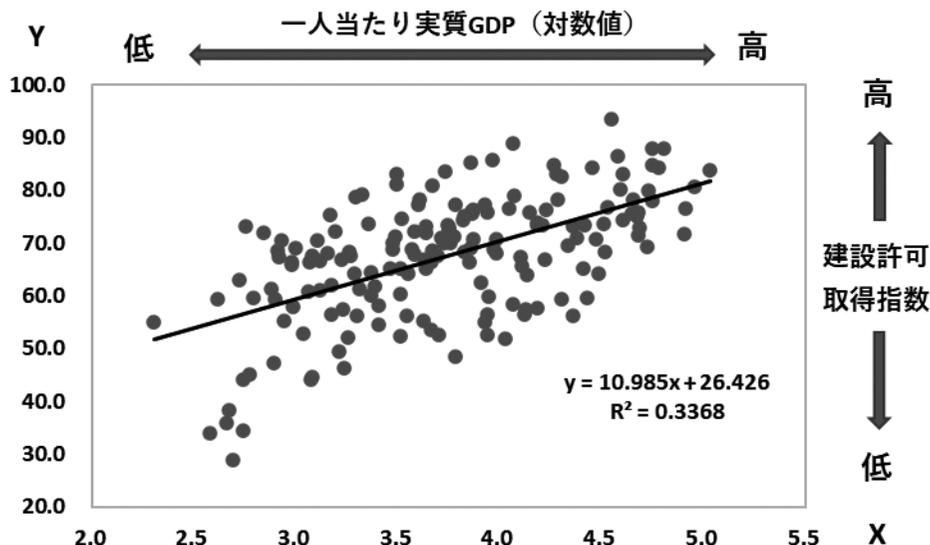
出所：World Bank, *Doing Business 2020*

図 2. 事業設立の指数と実質一人当たり GDP の相関関係 (2020 年)



出所：World Bank, *World Development Indicators and Doing Business 2020*

図 3. 建設許可取得の指数と実質一人当たり GDP の相関関係 (2020 年)



出所：World Bank, *World Development Indicators and Doing Business 2020*

いことが窺える。また、建設許可取得の指数は事業設立のそれよりも全体的に低く、世界的に改善の余地がより大きいと同時に、OECD加盟国と非加盟国の乖離もより大きい。そのため、建設許可取得の手続きの簡素化・効率化は、途上国では一層求められると言える。

このような傾向をさらに詳細に分析するべく、各指数と一人当たり実質GDP(対数値)⁽⁶⁾とのクロスセクションの相関関係を見ることにする。図2は、事業設立の指数を縦軸、一人当たり実質GDPを横軸とし、各数値をプロットしたものである。決定係数(R^2)が0.1240と、決して説明力が高い訳ではないが、緩やかな右上がりの曲線が見られ、両者で正の関係性を見出せる。このことから、所得水準が高いほど事業設立の指数が高い、つまり、途上国の場合は、企業が参入し事業を設立する際の障壁が大きいと言える。一方、図3は、縦軸を建設許可取得の指数とした場合のものである。これについても、右上がりの曲線で、正の関係性を見出せるため、所得水準が高いほど建設許可取得の指数が高いと言えるが、事業設立の指数の場合に比べて、 R^2 が0.3368とより高く、相応に説明力を持ち、曲線の傾きもより大きい。よって、建設許可取得の指数の場合の方が、各国・地域の所得水準との関係性がより明確で、特に途上国にとっては、改善のモチベーションが高まり易いと思われる。

3-3. GERP から見る状況

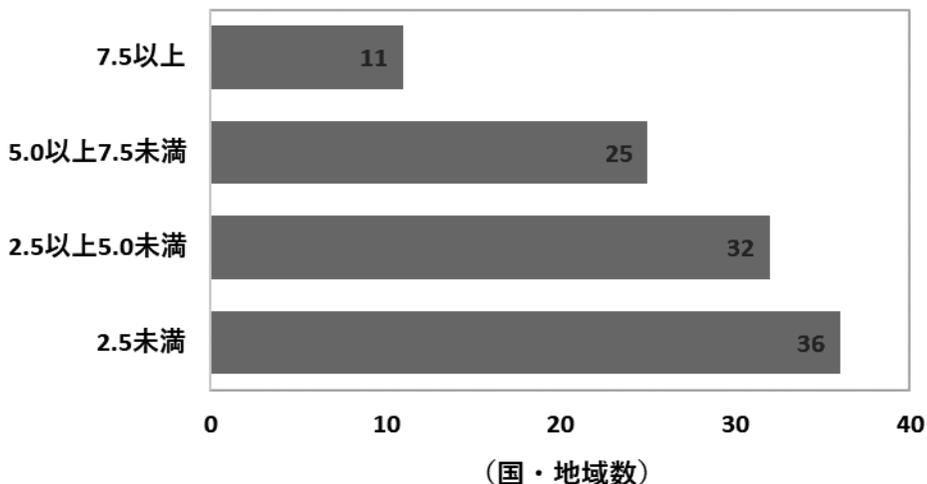
次に、GERPは、米国国務省(DOS: Department of States)の協力の下、UNCTAD及びカウフマン財団(Kauffman Foundation)によるグローバル起業ネットワーク(GEN: Global Entrepreneur Network)が主導して、2016年に立ち上げられたポータルサイトである。これは、企業が事業を登録し、法律や規制を遵守するのを円滑にするために、各国政府に対し、事業登録プロセスをオンラインで公開させ、それを明確かつ簡素化するように求めている。また、GERPは、世界中で事業登録を行う企業が手軽に訪問できるよう、それに伴う登録に必要な情報ポータルを持つ国・地域と、オンライン上で行政手続きも完了させられるオンライン・シングル・ウィンドウも持つ国・地域のリンクを一覧で掲載している。2021年8月時点のGERPでは、前者は132カ国・地域、後者は33カ国・地域が掲載されているが、これに掲載されていない国・地域の場合は、複数の政府当局の情報を閲覧しなければならない状況であり、統一的なウェブサイトが確認できないとされている。

そして、規則や手続きに関する情報の質や十分さ、投資家であるユーザー向けの適応度合い(ユーザーフレンドリーか否か)等の観点から、事業登録を円滑化するための情報公開の質が確保されているか否かにつき、GERPに掲載されている各国・地域の情報ポータル及びオンライン・シングル・ウィンドウが10点満点で評価されている(UNCTAD(2017))。ここでは、情報ポータルの評価結果に着目するが、これについては、実は、図4のとおり、例えば、2017年当時の対象国・地域は104で、そのうち、3分の1以上に当たる36カ国・地域が2.5点未満の低い評価で、1割程度に過ぎない11カ国・地域しか7.5点以上の最も高い階層に属していなかったとの結果が得られている(UNCTAD(2017))。

(6) 抽出した172カ国・地域の一人当たり実質GDPのうち、最大値が107,458(ルクセンブルク)、最小値が202(ブルンジ)、平均値が13,513、標準偏差が19,032であることから、サンプル内で大きな乖離と偏りが見られるため、ここでは実数ではなく、対数を用いることにした。

それゆえ、UNCTAD (2017) では、途上国でも先進国でも、多くの国・地域ではまだ改善の余地があると指摘されていた。

図4. GERP の情報ポータル の得点階層別評価結果 (2017年)
対象：104カ国・地域

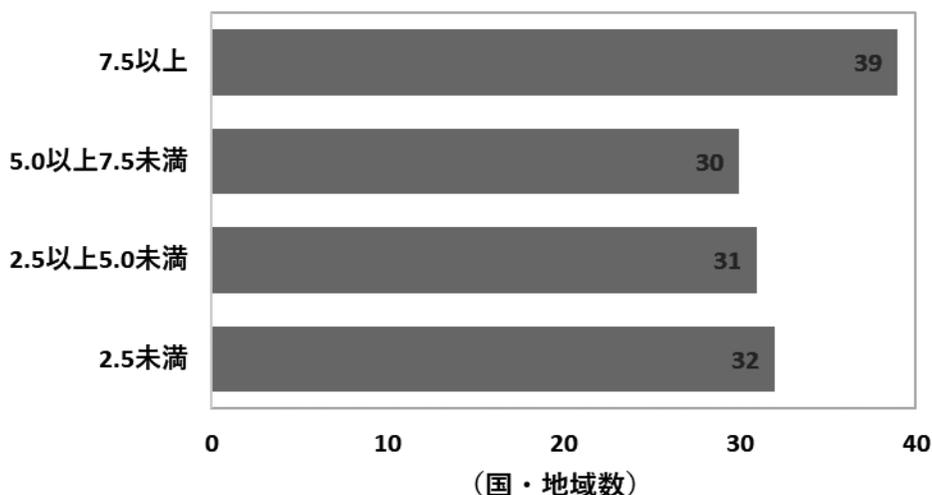


出所：UNCTAD (2017)

では、2021年現在はどうなっているのか。2021年8月時点でGERPのウェブサイトを確認すると、情報ポータルの掲載対象国・地域が132まで増加したことから、世界全体では、事業登録の円滑化のための情報公開に向けた動きは拡大・進展したと見て良い。一方、その評価結果を集計し、2017年と同様、得点階層別に国・地域数をグラフで表したものが図5である。これを見ると、7.5点以上の最も高い評価を得ている階層は39カ国・地域で、全体の30%近くであり、4つの階層の中でも最も多く、2017年と比べると、最も高い評価を受けた国・地域数の割合も大きくなった。このことから、ユーザーに配慮し、事業登録のための情報ポータルの質の向上に向けた改善が窺える。ただ、2.5点未満の低い評価に留まる階層も32カ国・地域(約24%)と少なくないことに加え、5.0点以上7.5点未満が30カ国・地域、2.5点以上5.0点未満が31カ国・地域というように、いずれの階層間でも大きな差はない。つまり、事業登録を円滑化するための情報公開の質の向上は、ここ数年で改善が見られるようになってきたが、依然として、多くの国では相応に課題となっている。

さらに、図5の結果をOECD加盟国(32カ国・地域)と非加盟国(100カ国・地域)に分けて見たものが図6である。これによれば、最も低い評価の2.5点未満の階層では、割合としてはOECD加盟国と大きな違いはないが、非加盟国が27カ国・地域となっており、階層の中では二番目に多いことから、情報公開の質の改善の余地が大きい国はやはり相応に存在する。他方、先進国が中心のOECD加盟国の場合、13カ国・地域が集中している5.0点以上7.5点未満の階層が最も多いのに対し、途上国が中心の非加盟国の場合は、最も高い評価を受けている7.5点以上の階層に32カ国・地域が集中し、これが最も多い

図 5. GERP の情報ポータル の得点階層別評価結果 (2021 年)
対象：132カ国・地域



出所：GERP ウェブサイトより筆者作成

内訳という結果も得られている。このことから、途上国の中には、投資円滑化に向け、オンライン上の情報公開の質の向上において、先進国よりも大きな成果を上げる国も現れてきていることが窺える。

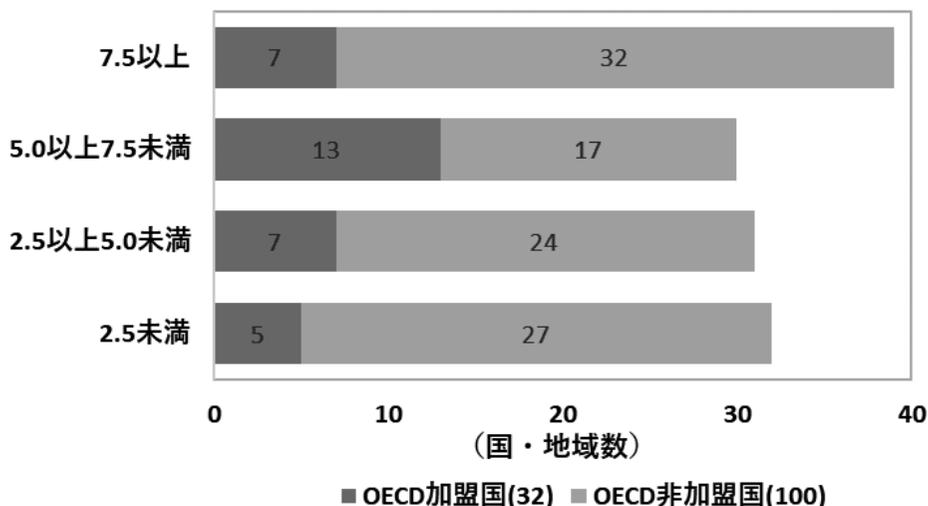
実は、このような現象は、「リープフロッグ型発展 (leapfrogging)」⁽⁷⁾の考え方で説明が可能である。これは、ビジネス領域において、途上国が先進国に遅れて新しい技術に追いつく際、途中の段階を飛び越して、既存の技術を導入する前に、一気に最先端の技術に到達することを指す。例えば、東南アジアやアフリカ等の多くの途上国では、従来のインフラ（電話回線、光ファイバー等）が整備される以前に、小型衛星によるインターネットが普及したため、情報コミュニケーション技術（ICT）のツールとして、モバイル向けサービスが急速に展開した。

資本や技術が不足しがちで、FDIを誘致するモチベーションが先進国よりも高い中で、この恩恵を受けた途上国にとっては、時間やコストが掛かる法律や行政の制度改善よりも、事業登録のための情報ポータルやオンライン・シングル・ウィンドウの整備はかえって手軽に捉えられるため、進展が見られる国が増えたのではないかと考えられる。一方、先進国では、新しいサービスが現れても、既存のサービスとの摩擦が起こりがちで、それに伴う制度や法律の修正が必要になることもあるため、ICTの浸透までに長い時間を要してしまう場合がある。こうした事情がGERPの評価結果にも影響したと見られる。今後、ICTを用いたデジタル化（DX）がビジネス界でも一層普及することを踏まえれば、投資円滑化に際しても、事業登録の情報公開やオンライン・シングル・ウィンドウの整備はより重要な政策課題になるのは必至であるため、途上国はもちろん、上記のとおり、ICT

(7) 山田 (2019) では、この発展形態を「蛙飛び効果」という表現で表しながら、ICTが途上国でも急速に普及しており、国策としてICT産業と情報人材の育成に取り組んでいる国もあると述べている。

の浸透がかえって遅れる場合がある先進国の取組みも重要となる。また、多国間の議論を通じて、それらを推進していくためのルールを含め、国際的枠組みの構築も求められると考えるが、これについては次章以降で検証する。

図6. GERPの情報ポータル の得点階層別評価結果の国別内訳 (2021年)
対象：132カ国・地域



出所：GERP ウェブサイトより筆者作成

4. WTO における投資円滑化に向けた動き

4-1. 国際機関の多国間交渉から投資関連協定の締結へ

まず、投資円滑化の議論の前に、これまで WTO や OECD 等の国際機関で投資分野のルール化が頓挫し、それに伴い、二国間投資協定 (BIT) はもちろん、投資章を含む自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) も各国・地域間で締結され、そのような投資関連協定におけるルール化が主流となった経緯を整理する。

WTO は 1995 年に設立されたが、その際、マラケシュ議定書 (WTO 協定) に含まれた条約として、貿易関連投資措置 (TRIMs: Trade-Related Investment Measures) 協定が発効したが、その適用範囲は貿易に関する投資措置に限定され、投資活動全体を網羅したルールではない点で不十分だった。

そこで、2001 年から開始された WTO のドーハ・ラウンドでも、新分野の一つとして、投資ルールの取込みが議論されたが、その交渉対象から外れることとなった。これは、市場アクセスの拡大 (投資自由化) や投資家対国家間の紛争解決 (ISDS) 等に関し、途上国からの強い反発に遭い、加盟国間の意見対立を解消できなかったことが主要因である (深作 (2019))。一方、OECD でも、1995 年の閣僚理事会で、2 年間の期限付きで多国間投資協定 (MAI: Multilateral Agreement on Investment) の交渉開始が決定された⁽⁸⁾。しかし、市民社会からの不満、途上国の意見が反映されないとの批判等がマイナスに影響し、

その後の交渉が進まず、期限を1年延長の上、98年のOECD閣僚理事会にて、期限設定せずに交渉を中断した。そして、同年10月、フランスの交渉参加拒否が直接的な引き金となり、MAIの公式協議は完全に打ち切られた。

これらを受け、多国間交渉を経たルール構築が頓挫した結果、各国・地域間において、BIT、FTA、EPAに代表される投資関連協定がより多く締結されるようになった。そのうち、FDIによる企業参入後の投資財産の保護（内国民待遇、最恵国待遇、公正かつ衡平な待遇、不当な収用の禁止、紛争解決手続等）のみを規定するものを「投資保護型」、これに加えて、企業参入段階における内外無差別等の自由化も規定するものを「投資保護・自由化型」と呼ぶが、かつては、途上国の投資受入国としての不十分な法制度を整備する点から前者が多かったが、近年は、途上国の経済成長やグローバル化の進展が影響し、北米自由貿易協定（NAFTA）や環太平洋パートナーシップ協定（TPP）のように、後者に属する協定がより多くなった。世界の投資関連協定の数も、UNCTADの *International Investment Agreements Navigator* によれば、1990年に330件だったのが、2019年には2844件まで急増した。

4-2. 投資円滑化に向けたWTO共同閣僚声明の採択

前節で見たとおり、投資分野、その中でも、特に投資保護・自由化を包括的に規定する国際的な枠組みについては、WTOやOECDでの多国間交渉の頓挫を受け、各国・地域間の投資関連協定でルール構築が図られる状況となっている。

そのような中、ドーハ・ラウンドをなかなか妥結できない状況を打開するべく、WTOは、2011年の第8回閣僚会議において、一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。それ以降、WTOでは、有志の加盟国・地域が各交渉分野で声明を發出し、今後の取組みや作業計画に関する合意が見られるようになった中、2017年にアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議にて⁽⁹⁾、有志の72カ国・地域のメンバー（表2）によって、投資円滑化のルール化に向け、「開発のための投資円滑化に関する共同閣僚声明（Joint Ministerial Statement on Investment Facilitation for Development）」が採択された（WTO（2017））。この声明は、他のWTO加盟国・地域を排除せず、「投資円滑化に関する多国間枠組みを発展させることを目的として組織的な議論を開始する」と明記され、組織的な議論に入るべきアイテムとして、投資措置の透明性と予見可能性の向上、行政手続きと要件の簡素化・迅速化、紛争回避を含む利害関係者間の国際的な協調と情報共有等を挙げている。また、それと同時に、市場アクセスの拡大（投資自由化）、投資保護、ISDSには取り組まないことも明示されている。

WTO共同閣僚声明の採択直後の2018年1月には、議論を本格的に進めるべく、ブラジルが「投資円滑化協定（Investment Facilitation Agreement）」の具体的な構想案を提案した（WTO（2018））。これによれば、以下のような条項が想定されている。

(8) MAI交渉の経緯については、小寺（2000）や相楽（2004）で詳しく記されている。

(9) 第11回WTO閣僚会議におけるその他の決定事項や有志国・地域による共同声明については、深作（2019）で詳しく記されている。

表2. WTO 共同閣僚声明の参加国・地域一覧 (2017年)⁽¹⁰⁾

OECD 加盟国 (34 カ国・地域)		OECD 非加盟国 (38 カ国・地域)		
		LDC を除く国・地域 (31 カ国・地域)		LDC (7 カ国・地域)
オーストラリア	韓国	アルゼンチン	モンテネグロ	ベナン
オーストリア	ラトビア	ブラジル	ニカラグア	カンボジア
ベルギー	リトアニア	ブルガリア	ナイジェリア	ギニア
カナダ	ルクセンブルク	中国	パキスタン	ラオス
チリ	メキシコ	クロアチア	パナマ	リベリア
コロンビア	オランダ	キプロス	パラグアイ	ミャンマー
コスタリカ	ニュージーランド	エルサルバドル	カタール	トーゴ
チェコ	ポーランド	EU	ルーマニア	
デンマーク	ポルトガル	グアテマラ	ロシア	
エストニア	スロバキア	ホンジュラス	サウジアラビア	
フィンランド	スロベニア	香港	シンガポール	
フランス	スペイン	カザフスタン	タジキスタン	
ドイツ	スウェーデン	クウェート	ウルグアイ	
ギリシャ	スイス	キルギス		
ハンガリー	トルコ	マカオ		
アイルランド	イギリス	マレーシア		
イタリア		マルタ		
日本		モルドバ		

出所：WTO(2017) より筆者作成

- ①協定の範囲（政府による投資円滑化措置に関する一般的規則と特定部門別規則，政府調達や政府の認可事業への不適用等）
- ②一般的規則（最恵国待遇，規制の権利，書類の電子化，透明性）
- ③制度的なガバナンス（国内代表窓口の設置，各国間の協力，通告義務）
- ④ガバナンスの電子化（シングル電子窓口（single electronic window）の設置）
- ⑤外資企業による投資の許可等に関する基準及び手続
- ⑥行政上の不服申立てと審査
- ⑦協定の実施スケジュール
- ⑧途上国の特別かつ異なる待遇（SDT）と技術協力
- ⑨外資企業の社会的責任（CSR）

(10) EU の場合，その加盟各国との間で，貿易・投資政策に対する権限の取決めを見極めなければならず，WTO が網羅する分野では，① EU の排他的権限が及ぶ領域，② EU と加盟各国の双方の権限が及ぶ領域，③ EU 加盟各国の権限が及ぶ領域，の3つが併存するため，EU 及び加盟各国のいずれも WTO に加盟することになる。

⑩制度的な枠組み

このほかにも、カザフスタン政府が同年9月、投資円滑化のためのWTOの貢献可能性を議論する「開発のための投資円滑化のフレンズ・グループ（FIFD：Friends of Investment Facilitation for Development）」⁽¹¹⁾と協力して、投資円滑化に関するハイレベルフォーラムを開催した。参加者からは、より透明で、予見可能で、効率的かつダイナミックなFDI環境の構築に貢献する多国間枠組みを目指すWTO加盟国・地域の努力が歓迎されている（朝倉（2018））。

ここで、投資を巡る議論がWTOでは暫く見られなかったが、最近になり、加盟国・地域の関心がなぜ投資円滑化に向けられ、WTO共同閣僚声明の合意に至ることになったのかにつき、その主な要因を探る。これについては、深作（2019）が次のとおりに詳述している。

まず、多くの途上国にとって、国境を越えたサプライ・チェーンの急速な拡大と進化は、透明性が高く安定した国内投資環境を整備する大きな誘因であり、特に、投資国とその受入国の双方によってFDIの円滑化を図ることは、中小企業の国際投資活動を促進するためにも重要であるという認識が広がった経緯がある。一方、2016年のG20サミット議長国の中国が、その下部機関として「貿易投資作業部会（TIWG）」の設立に動いたことも要因として挙げられる。このプロセスの中で、UNCTADが*Global Action Menu for Investment Facilitation*を採択した（UNCTAD（2017））。これによれば、途上国がFDIの受入促進と円滑化のために実施している国内政策手段のうち、約75%が外資企業のための財政的・金融的な優遇措置や特別経済区（SEZ）の設置であるのに対し、投資円滑化に関わる措置は全体の20%程度に過ぎなかった。他方、FDIをサポートするために行う対外政策は主に投資関連協定の締結とその履行であり、その目的は、既に述べたとおり、投資国の投資保護や、その受入国の市場アクセスの拡大（投資自由化）である。その結果、投資円滑化は、現在実施されている投資関連協定では十分に網羅されていない盲点となっていた⁽¹²⁾。

5. 投資円滑化に向けたWTOでの交渉

5-1. WTO共同閣僚声明の意義

ここで、前節で述べたとおり、投資円滑化のルール化に向け、多国間枠組みの発展を目的として、組織的な議論を開始するとした2017年のWTO共同閣僚声明の意義を明らかにする。

まず、WTOでの途上国の存在感が大きくなり、その影響が現れていることに着目したい。実は、表2を見ると、WTO共同閣僚声明に参加する72カ国・地域のうち、途上国

(11) FIFDのメンバーはアルゼンチン、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、香港、カザフスタン、韓国、メキシコ、ナイジェリア、パキスタンの11カ国・地域である。

(12) 投資関連協定では、投資保護・自由化が主な規定事項となるが、例えば、日本が各国（特に途上国）と締結するEPAの中に「ビジネス環境整備」という項目が盛り込まれることがある。これは、相手国に進出した企業が直面する諸問題を解決するための仕組み（例：小委員会）を設置するための取決めであるが、この中で、投資円滑化に向けた改善の議論に及ぶことはある。

表3. WTO 共同閣僚声明の参加国・地域一覧 (2020年)

OECD 加盟国 (36 カ国・地域)		OECD 非加盟国 (70 カ国・地域)			
		LDC を除く国・地域 (52 カ国・地域)			LDC (18 カ国・地域)
オーストラリア	日本	アルゼンチン	ホンジュラス	パナマ	アフガニスタン
オーストリア	韓国	バーレーン	香港	パラグアイ	ベナン
ベルギー	ラトビア	バルバドス	インドネシア	フィリピン	ブルンジ
カナダ	リトアニア	ブラジル	カザフスタン	カタール	カンボジア
チリ	ルクセンブルク	ブルガリア	クウェート	ルーマニア	中央アフリカ
コロンビア	メキシコ	カーボベルデ	キルギス	ロシア	チャド
コスタリカ	オランダ	中国	マカオ	サウジアラビア	ジブチ
チェコ	ニュージーランド	コンゴ	マレーシア	セーシェル	ガンビア
デンマーク	ノルウェー	クロアチア	マルタ	シンガポール	ギニア
エストニア	ポーランド	キプロス	モーリシャス	スリナム	ギニアビサウ
フィンランド	ポルトガル	ドミニカ	モルドバ	台湾	ラオス
フランス	スロバキア	ドミニカ共和国	モンゴル	タジキスタン	リベリア
ドイツ	スロベニア	エクアドル	モンテネグロ	アラブ首長国連邦	モーリタニア
ギリシャ	スペイン	エルサルバドル	モロッコ	ウルグアイ	ミャンマー
ハンガリー	スウェーデン	EU	ニカラグア	バヌアツ	シエラレオネ
アイスランド	スイス	ガボン	ナイジェリア	ジンバブエ	トーゴ
アイルランド	トルコ	グレナダ	北マケドニア		イエメン
イタリア	イギリス	グアテマラ	パキスタン		ザンビア

注：影を施したのは、共同閣僚声明採択後に新たに参加した国・地域を示す。

出所：Locatelli(2021)より筆者作成

が大宗を占める OECD 非加盟国は 38 カ国・地域で、確かに過半数を占めるが、圧倒的に多い訳ではない。ただ、WTO 共同閣僚声明は全加盟国・地域に参加を開放していることもあり、その採択後、2020 年末の時点には、表3のとおり、106 カ国・地域にまでメンバーが増加し、その中でも、OECD 非加盟国は 32 カ国・地域も増加していることが分かる。さらに、途上国において、一般的に最貧国と言われる後発開発途上国 (LDC: Least Developed Countries)⁽¹³⁾ のメンバーも当初は 7 カ国・地域だったが、2020 年末には、その 2 倍以上の 18 カ国・地域にまで増えた。このことは、最貧国を含む途上国において、WTO の投資円滑化に向けた取組みを理解し支持する国・地域が増え、その結果、途上国の存在感が一層強まったことを意味する。

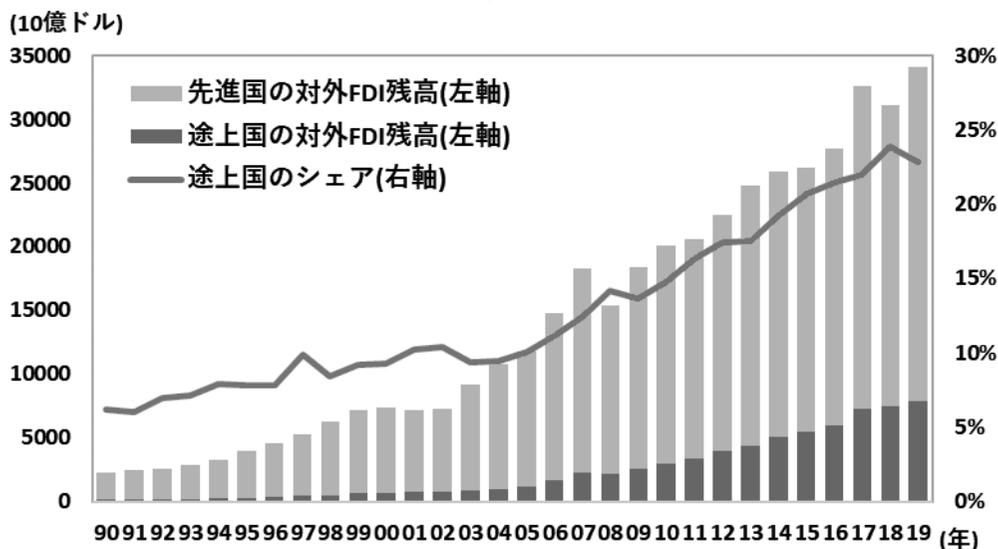
もちろん、これは、前節の深作 (2019) でも言及のとおり、サプライ・チェーンの急速な拡大と進化によって、透明性が高く安定した国内投資環境を整備することが、途上国に

(13) LDC の定義については、下記の外務省世界銀行のウェブサイトを参照して欲しい。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ohrlls/ldc_teigi.html

における投資円滑化のモチベーションが大きくなったことが影響したのは言うまでもない。実際、共同閣僚声明の採択前の段階においても、各国・地域より、投資円滑化に向けた提案が WTO に相次いで発出された経緯がある⁽¹⁴⁾。

図7. 世界の対外 FDI 残高とシェア (1990～2019 年)



出所：UNCTAD, UNCTADSTAT

これに加えて、図7のとおり、対外 FDI 残高のシェアで見ても、1990 年に 6.2% だったのが 2019 年には 22.9% にまで増加しているとおり、途上国が FDI の担い手としての量的な存在感を認識し、円滑化という切り口でルール構築を模索することで、多国間交渉の主役に押し上がってきたという点も見逃せない。これは、過去の多国間交渉で、特に投資保護・自由化を巡る問題に対し、自らが反発したという経験を存分に活かし、途上国側がアプローチを転換し、投資円滑化を積極的に提案したとも解釈できる。

以上を踏まえれば、FDI を通じて経済的な存在感が大きくなった途上国が主体的に投資円滑化に取り組む姿勢が、WTO でより強く見出されるようになったと見られる。特に、上記のとおり、ブラジルの「投資円滑化協定」の雛形の提案や、FIFD のハイレベルフォーラムの実施を中心に、途上国が強いイニシアティブを持ち、WTO の場を活かし投資円滑化を進め、ビジネス環境改善に努める姿勢に対して、他の途上国も理解を示すようになり、WTO の議論に参加する国・地域が実際に増えてきた。このような動きは、途上国向けのビジネスを行う先進国の産業界の印象も良くなると考えられるため、筆者としても高く評

(14) 山崎 (2017) によれば、WTO 共同閣僚声明が採択される前から、各国・地域から相次いで投資円滑化に向けた提案がなされていたが、前掲の FIFD のほかにも、中国とロシアの各単独提案、アルゼンチン・ブラジルによる共同提案、MIKTA (メキシコ、インドネシア、韓国、トルコ、オーストラリア) による共同提案がそれぞれ WTO へ発出されている。

価する。

また、経済的な立場が弱く、国際交渉力にも難があると言われがちな途上国が多国間交渉の主役に申し上がってきたこと自体、WTOにおける勢力構図が大きく変わったのはもちろん、経済力の多寡に関わらず、一国一票制度が国際機関で忠実に反映されている点からも意義深いと考えられる。このことは、2021年3月、WTOの交渉・通報・紛争解決等を円滑に行うための調整役を担う事務局長(Director-General)として、ナイジェリア出身のンゴジ・オコンジョ＝イウェアラ氏(Ms. Ngozi Okonjo-Iweala)が新たに選出され、WTOでは初のアフリカ出身の事務局長となったこととも無関係ではない。

5-2. WTOでの投資円滑化のための交渉の進捗状況

前節の意義を踏まえて、WTOは投資円滑化に向け、どのようにルール化を進めるべきなのか。ここで、その展望を図る前に、共同閣僚声明の採択後の投資円滑化のための交渉の進捗状況を理解する。2018年3月以降、チリのWTO大使のマティアス・フランケ氏(Mr. Mathias Francke)による議長運営の下、投資円滑化のための非公式会合がWTOで開始され、共同閣僚声明に基づき、組織的な議論に入るべき要素について議論が重ねられ、2019年末まで続いた。この中で、WTOとしては、あくまでも投資円滑化(投資家向けのサービス、アフターケア、政策提言)の分野を網羅しながら、外国投資家の企業の設立と、投資受入国におけるビジネス運営を容易にするのを志向し、WTO全加盟国・地域に裨益する開発のための投資円滑化の多国間枠組みの構築を目的とすることを確認した(Locatelli (2021))。

これを受け、上記で述べたブラジルの提案を含む43カ国・地域から提示された将来的な「投資円滑化協定」に対する意見や構想案を取り纏めた非公式統合文書(Informal Consolidated Text)が作成され、これを基にして、交渉と議論が繰り返され、2021年2月までに8回の修正が施され、表4のとおり、詳細な構成案を伴う「投資円滑化協定」の雛形が生成されるようになった(WTO (2021))。なお、ここでは、各国・地域からの意見や構想案を可能な限り尊重するという観点から、表4では補足や代替案(括弧書きでの表示)が見られたり、実際の文案を見ても、同じ部分に類似した文章が併記されていたりしている。一方、それと同時に、これまでの交渉と議論を踏まえ、複数の異なる案を極力一致させる文案(convergence text)となるよう、議長の責任と判断によって、表5のとおり、非公式統合文書の中でも、一部の節の構成を簡素化させ、修正ドラフト文書(Revised Draft Text)として、新たな文書も発出された(Balino et al. (2021))。

そして、この2つの文書を基にして、さらに交渉を続けた結果、同年4月には、これらを一冊化し、将来の「投資円滑化協定」の文案を記した単一文書(one single document)がWTOで承認され、その時期に準えて、「イースター文書(Easter Text)」と呼称されるようになった⁽¹⁵⁾。今後は、この文書を用いて、「投資円滑化協定」に向けた交渉が進められ、

(15) 「イースター文書」は非公開であるが、下記のWTOホームページによれば、2021年4月23日付のフランケ議長の発言の中では、①一度は回覧され議論の上、議長によって作成された全ての修正ドラフト文書、②特段修正は施されていない加盟国・地域からの文案、の2つのパートで構成されているとのことである。
https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/infac_27apr21_e.htm

表 4. 非公式統合文書に記載されている「投資円滑化協定」の構成案

前文			
第1節	範囲と一般原則	第1条	範囲
		第2条	最恵国待遇
第2節	投資措置の透明性	第3条	措置・情報の公開及び入手可能性（電子媒体を含む）
		第4条	WTO への通報
		第5条	照会窓口
		第6条	透明性に関する条件適用の特別な例外
		第7条	合理的、客観的、公平な行政手続き
第3節	行政手続きと条件の簡素化と迅速化	第8条	行政手続きの削減・簡素化及び文書化の条件
		第9条	行政手続きのための明確な基準
		第10条	承認手続き
		【第10条補足】	【リスク管理技術及び「沈黙は合意」の原則】
		第11条	適用の不完全性と排除に対する取扱い
		第12条	費用と手数料
		【第12条補足】	【費用と手数料：金融サービス】
		第13条	行政手続き及び条件に対する定期的なレビュー
		第14条	電子申請を含む情報コミュニケーション技術（ICT）及びEガバメントの利用
		第15条	ワンストップ・ショップ及びやシングル・ウィンドウ
		【第15条】	【シングル・ポータル】
		第16条	適切な政府当局の独立性
		第17条	上訴と審理
		【第3節補足】	投資目的の事業者の参入と一時的滞在
【第3節補足】	投資目的の自然人の移動の円滑化		
【第3節補足】	譲渡と代位		
【第3節補足】	国内法と国際的義務の遵守		
第4節	連絡窓口、フォーカルポイント、オンブズマン、投資円滑化における国内調整及び越境協力の拡充のための取決め	第18条	連絡窓口、フォーカルポイント、オンブズマン
		【第18条】	【投資ファシリテーター】
		【ビジネス障壁発生時の通報メカニズム】	
		第19条	国内規制の一貫性
		【第20条】	【国内サプライヤーのデータベース】
		第20条	投資円滑化における越境協力
		【第21条】	開発のための投資円滑化における越境協力
第5節	途上国及び後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇	第21条	一般的原則
		第22条	実施
		第23条	カテゴリ-B及びCの実施日の通報
		第24条	紛争解決を統治する規則及び手続きの理解の適用のための猶予期間
		第25条	技術協力とキャパシティ・ビルディング
		【第25条】	【開発のための投資円滑化における技術協力とキャパシティ・ビルディング】
		第25条1	他の国際機関との協力

第6節	分野横断的事項	【公衆衛生、労働、環境、安全の基準の維持】		
		第26条	企業の社会的責任	
		【第26条】	【責任ある企業行動】	
		【社会的・環境的責任】		
		第27条	腐敗に対する措置	
		【第27条】	【腐敗に対する措置】	
			第27条1：範囲	
			第27条2：腐敗と闘うための措置	
			第27条3：公務員間の清廉性の推進	
			第27条4：腐敗防止法の適用及び執行	
第27条5：民間企業及び市民社会の参加				
【腐敗との闘い、マネーロンダリング、テロ資金供与】				
第7節	制度的取決め及び最終規定	第28条	WTO投資円滑化委員会	
		第29条	一般的例外	
		第30条	安全保障例外	
		第30条	【補足：金融的例外】	
		第31条	紛争解決	
		第32条	最終規定	

出所：WTO(2021)より筆者作成

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で延期されていた第12回WTO閣僚理事会（2021年11月開催予定）までには、重要な成果の発出が目指されることとなった（Locatelli（2021））。

5-3. WTOでの今後の交渉のあり方

WTOでの投資円滑化に向けた交渉は、共同閣僚声明の採択以降、3年以上が経過したが、参加国・地域も100を超え、途上国を多く含み、「投資円滑化協定」案も発出されているという点から考えれば、これまでは比較的順調に進捗してきたと見て良い。その協定案に関しても、上記のとおり、Novik and Crombrugghe（2018）が想定する投資円滑化のために必要な構成要素が詳細に盛り込まれているのはもちろん、例えば、特別かつ異なる待遇（S&D：Special and Differential treatment）により、投資円滑化を進める上でハンディキャップが生じやすい途上国に対し、実施の猶予（紛争解決を規定する規則及び手続きの理解の適用のための猶予期間）や支援の供与（キャパシティ・ビルディング）を可能にすることで、途上国を取り残さない包摂性（inclusiveness）に根差した開発の視点を強調している。さらに、分野横断的事項として、企業の社会的責任（CSR）や腐敗防止も言及されており、投資円滑化だけではなく、それに伴い、投資受入国において、官民とも健全なガバナンス構築が志向され、質の高い政策も確保しようとしている。筆者は、これらのことから、WTOの協定案は、投資円滑化を通じて、部分的であれ、国連の持続可能な開発目標（SDGs）にも貢献しようとしているのではないかと推察する⁽¹⁶⁾。もしそうであれば、国際社会でも注目すべき重要な多国間枠組みになり得るため、参加国・地域にとっても、交渉のモチベーションが増長するとも期待される。

表 5. 修正ドラフト文書に記載されている「投資円滑化協定」の構成案

第1節	範囲と一般原則	第1条	範囲
第2節	投資措置の透明性	第3条	措置・情報の公開及び入手可能性
			・投資承認が必要な場合の広く入手可能な情報
			・シングル情報ポータル
			・情報アクセスの手数料の徴収禁止
		第4条	WTO への通報
第5条	【透明性に関する条件適用の特別な例外】		
第3節	行政手続きの簡素化・迅速化	第6条	合理的, 客観的, 公平な行政手続き
		第7条	承認手続きに関する一般的原则
		第8条	承認手続き
			・申請期間
			・認証書の承認
			・申請プロセス
			・申請不備に対する取扱い
		第9条	複数の申請
		第10条	承認に係る費用
		第10条補足	承認に係る費用：金融サービス
		第11条	ICT 及び E ガバメントの利用
			・オンライン申請の提出, 電子フォーム・文書・コピーの利用 ・承認に係る費用のオンライン決済
		第12条	適切な政府当局の独立性
		第13条	上訴と審理
第14条	定期的なレビュー		
第4節	フォーカルポイント, 国内規制の一貫性, 越境協力	第15条	フォーカルポイント
		第16条	国内規制の一貫性
		第17条	投資円滑化における越境協力
第7節	制度的取決め及び最終規定	第28条	WTO 投資円滑化委員会

出所：Balino et al.(2021) より筆者作成

他方で, WTO で投資円滑化が扱われるべきではないとして, 難色を示す加盟国・地域も見られるため, 必ずしも楽観論のみでは済まされず, 今後の行方には注意が必要である。特に, インドの立場が挙げられる。WTO 共同閣僚声明の採択後の 2018 年 5 月には, 「ドーハ・ラウンドに基づく問題が解決されるまで, WTO で投資円滑化や零細中小企業

(MSMEs)の国際貿易への取込みといった新たな問題を導入することについては、留保するとの説明を何度もしてきた」とし、WTOの投資円滑化の取組みに反対の姿勢を表明し、協定の交渉にも参加していない(朝倉(2018))。また、ポリビア、南アフリカ、ウガンダ、ベネズエラ等もインドの立場を支持していると見られる(山崎(2017))。

このような状況は、WTOに対する姿勢を巡り、途上国間で対立が見られ、必ずしも利害を共有できていないことから裏付けられる。主要国で言えば、例えば、ブラジルや中国は、残されたドーハ・ラウンドの議論は一旦棚上げし、投資円滑化を含め、新たな課題にも対応する用意があるとの立場だが、それに対し、インドや南アフリカは、まずは既存の議題に終止符を打つべきとする立場である(山崎(2017))。また、先進国の中でも、世界最大の経済規模の米国は、WTOが投資を扱うことに反対はしないが、このような対立があることで、加盟国・地域が将来的に「投資円滑化協定」に合意できるのを疑わしいと見ているため、WTOの共同閣僚声明への参加を留保している(山崎(2017))。確かにWTO共同閣僚声明への参加数は増えたが、依然として、これらを含め、58カ国・地域が参加していないのも事実である。

そのため、深作(2019)でも、投資に関する交渉をWTOで行うことへのサポートがどれだけメンバー間に広がるかが残されたハードルであると述べられているように、今後は、「投資円滑化協定」の交渉の着地点をどこに置くかが重要になる。「投資円滑化協定」案を見る限り、他の分野と同様に、法的拘束力を持つ国際的条約になると見込まれるが、交渉に参加していない国・地域を考慮すると、例えば、2014年に採択した「貿易円滑化協定」のように、全加盟国・地域が参加し作成したマルチ方式はもはや期待できない⁽¹⁷⁾。そうになると、複数国間(プल्ली)協定⁽¹⁸⁾も考えられるが、上記のとおり、WTO全加盟国・地域に裨益する開発のための投資円滑化の多国間枠組みの構築が目的だと述べられている以上、筆者としては、WTOでも情報技術協定(ITA)で前例を持つクリティカル・マス方式での妥結を期待する。

この方式では、一部の参加国・地域で合意した内容を非参加国・地域にも適用するため、それらのフリー・ライドを許容することになるが、ルール自体は拘束できる。WTOの「投資円滑化協定」案に鑑みれば、S&Dの条項を通じ、途上国に対する一定程度の配慮も行われるため、仮にクリティカル・マス方式で同協定が妥結しても、特に、投資円滑化の交

(16) SDGsは、2015年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」という成果文書で示された2030年に向けた具体的行動指針で、国連の持続可能な開発のための国際目標と位置付けられ、17の目標と169のターゲット(達成基準)から構成される。その中で、文中で述べた分野に関しては、それぞれ以下の目標に関連付けられる。

- ・途上国支援：「1. 貧困をなくそう」・「10. 人や国の不平等をなくそう」
- ・CSR：「8. 働きがいも経済成長も」・「9. 産業と技術革新の基盤を作ろう」・「12. つくる責任、つかう責任」
- ・腐敗防止：「16. 平和と公正をすべての人に」

(17) 「貿易円滑化協定」は、WTO設立以来、初めて全加盟国・地域が参加し作成された新しい協定で、2014年11月に合意され、WTO全加盟国(164カ国・地域)の3分の2(110カ国・地域)以上による受諾を以て、2017年2月に発効した。同協定は、貿易規則の透明性の向上に関する措置や税関手続の迅速化・簡素化に関する措置等を義務付けている。

(18) 複数国により分野を限定して交渉し、合意内容は交渉参加国のみに限定する協定。WTOでは、政府調達協定が事例として挙げられる。

渉に参加していない多くの途上国にとっても、その適用はさほど難しくないのであると見られる。

また、共同閣僚声明の中では、他の国際機関との関係性にも触れられているため、WTOの交渉と並行し、投資分野における途上国のキャパシティ・ビルディングのための技術支援を供与しているUNCTADはもちろん⁽¹⁹⁾、筆者の経験に鑑みれば、投資環境改善の知的貢献で実績を持つOECDの支援を得ることも重要だと考える。詳しくはOECD(2015)に委ねるが、OECDは、途上国の投資環境の自己審査及びその改善に貢献する「投資の政策枠組み」(PFI: Policy Framework for Investment)というツールを有し、それを活用した30カ国・地域(2021年8月時点)に対する「投資政策レビュー」を実施してきた。そして、PFIが網羅する12の政策分野の中に「投資促進・円滑化」があり⁽²⁰⁾、ここでは、行政手続きの簡素化を含め、「投資円滑化協定」案に盛り込まれている内容に関する評価項目とチェックリストが設けられている。

このようなOECDのPFIに基づく投資政策レビューをより広く途上国に普及させつつ、WTOの「投資円滑化協定」の適用に向けた技術支援が一層行われることが望まれる。PFIは、途上国の政策改善のための主体的な能力を増強させるとともに、付随する他の政策分野の知見や協力もOECDから得られることを強みとしている(藤田(2012))。しかも、OECDは、加盟国間の対等な立場でのピア・レビュー(相互審査)の実践を基本路線としているため、加盟するか否かは別として、途上国にとっては、その政策的助言がより中立的と評価されることが多い(藤田(2012))。WTOとしても、投資円滑化の交渉を進める上でも、このようなOECDのメリットを見出し、有効にそのツールを活用すべきである。

しかし、仮にクリティカル・マス方式が採用されると、懸念される点があることも看過できない。フリー・ライドの許容に対し、加盟国・地域間での不公平感が高まることが考えられるが、筆者がそれ以上に懸念する点として、WTOの共同閣僚声明に参加しない国・地域にとっては、仮に「投資円滑化協定」が妥結されると、自動的にそのルールが自らに適用され、場合によっては、不利益を被ってしまう恐れもある。そのため、協定の交渉に対する阻止行為があり得なくも無く、妥結が一層遠のクリスクも念頭に置く必要がある。このような状況を回避するには、上記のとおり、投資円滑化の余地は世界全体で存在し、その達成は経済的便益に結び付き得るという点に関し、WTO事務局は客観的なデータ、交渉参加国・地域は自らの政策経験をそれぞれ示すことで、確かな情報を発信し、共有する努力を怠らないことが重要である。

おわりに

今まで見てきたとおり、世界全体で投資円滑化の余地が相応に存在する中、多くの途上国を交え、WTOで「投資円滑化協定」に向けた交渉が行われるようになり、これまでは

(19) UNCTADの役割や実績については、藤田(2012)を参照して欲しい。

(20) PFIが網羅するのは、投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、競争政策、租税政策、コーポレート・ガバナンス、責任ある企業行動、人的資源開発、インフラ投資、投資ファイナンス、公的ガバナンス、グリーン成長のための投資、の12の政策分野である。

比較的順調に進捗し、協定案の発出にも至ることになった。確かに乗り越えるべきハードルもあるが、クリティカル・マス方式での妥結、投資分野で相応の実績を持つ UNCTAD や OECD の活用、投資円滑化の経済的便益に関する確かな情報の発信・共有等、「投資円滑化協定」の妥結を目指す WTO での今後の交渉のあり方について、いくつかの政策的提言を試みた。ここで、最後に、筆者が OECD で経済外交に携わった経験も踏まえ、「投資円滑化協定」の交渉に参加する一員の日本が WTO で果たすべき役割について考える。筆者としては、WTO での投資円滑化の交渉は、日本の政策理念や国際交渉経験が十分活かされるべき好機と考える。

日本は、途上国の中でも、特にアジア諸国に向け、経済インフラの援助に力を入れつつ、外資企業による FDI を誘致しやすい環境を整備してきた実績を持ち、あらゆる場において、開発における民間投資の重要性を国際社会に発信してきている。上記で述べた OECD の PFI も、日本のこのような経験を踏まえた提案が発端である⁽²¹⁾。一方、ここ数年では、先進国と途上国のメンバーが混在する中、貿易・投資の高度な自由化を達成させる TPP 交渉の場でも、加盟国間の利害対立や米国の離脱等の困難を乗り越え、経済大国としての日本が積極的に調整役を担い、妥結に結び付けたという実績も忘れてはならない。

多くの途上国が参加する WTO の「投資円滑化協定」の交渉で、今後、さまざまな困難に直面するとしても、このような経験を背景として、日本は、投資円滑化が開発に資する旨を積極的に発信することで、他の加盟国・地域から信頼を得ながら、妥結に向けて良い影響を与えるのではないかと考える。さらに、2021年5月、日本政府は、オコンジョ＝イウェアラ WTO 事務局長を直接補佐する新たなポストの上級補佐官 (Senior Advisor to the Director-General) に対し、TPP 交渉にも参画した経験を持つ外務省の宇山智哉氏の派遣を決定した。もちろん、投資円滑化に限る訳ではないが、このことから、日本の果たす役割への WTO の強い期待が垣間見える。これらを受け、日本の WTO での存在感がさらに大きくなり、投資円滑化の交渉の場でも、その成功に向けた日本の貢献が成し遂げられることを願って止まない。

[文献・資料]

- 朝倉啓介「投資円滑化のルール化に動き」日本貿易振興機構〔編〕『ジェトロ地域・分析レポート』2018年
- 小寺彰『WTO体制の法構造』東京大学出版会、2000年
- 相楽希美「国際投資協定の発展に関する歴史的考察：WTO 投資協定合意可能性と途上国関心事項の視点から」経済産業研究所〔編〕『RIETI Discussion Paper Series 04-J-023』2004年
- 深作喜一郎『超不確実性時代の WTO：ナショナリズムの台頭と WTO の危機』勁草書房、2019年
- 藤田輔「OECD 投資の政策枠組みとその東南アジア諸国への適用に関する一考察」上

(21) 詳しい経緯については、藤田 (2012) を参照して欲しい。

- 武大学〔編〕『上武大学ビジネス情報学部紀要・第11巻第2号』2012年
- 山崎伊都子「投資が再び多国間交渉の舞台に」日本貿易振興機構〔編〕『ジェトロ地域・分析レポート』2017年
 - 山田恒夫『情報化社会と国際ボランティア』放送大学教育振興会, 2019年
 - Berger, Axel, Ahmad Ghouri, Tomoko Ishikawa, Karl P. Sauvart and Matthew Stephenson, “Towards G 20 Guiding Principles on Investment Facilitation for Sustainable Development”, *Think 20 Japan 2019 Policy Briefs: Task Force of Trade, Investment and Globalization*, Asian Development Bank Institute, 2019
 - Locatelli, Claudia, “The negotiations on investment facilitation for the development at the WTO”, *Tenth Meeting of the Asia-Pacific Foreign Direct Investment Network*, Virtual Event, 2021
 - OECD, *Policy Framework for Investment: 2015 Edition*, OECD Publishing, 2015
 - Novik, Ana and Alexandre de Crombrughe, “Towards an International Framework for Investment Facilitation”, *OECD Investment Insights*, OECD Publishing, 2018
 - Balino, Sofia, Nathalie Bernasconi-Osterwalder and Soledad Leal Campos, *The Joint Initiative on Investment Facilitation: Developments from 2020 and the Road Ahead to MC12*, International Institute for Sustainable Development and CUTS International, 2021
 - UNCTAD, *World Investment Report 2016*, United Nations Publications Customer Service, 2016
 - UNCTAD, *Global Action Menu for Investment Facilitation*, United Nations Publications Customer Service, 2017
 - UNCTAD, *International Investment Agreements Navigator*
 - UNCTAD and Global Entrepreneur Network, *Global Enterprise Registration Portal*
 - World Bank, *Doing Business 2020*, World Bank Group, 2019
 - World Bank, *World Development Indicators Database*
 - WTO, “Joint Ministerial Statement on Investment Facilitation for Development”, *Ministerial Conference 11th Session*, Buenos Aires, 2017
 - WTO, *Structured Discussions on Investment Facilitation: Communication from Brazil*, WTO Secretariat, 2018
 - WTO, *Structured Discussions on Investment Facilitation: Informal Consolidated Text*, WTO Secretariat, 2021

(2021.9.17 受稿, 2021.11.15 受理)

〔抄 録〕

本稿では、外国直接投資（FDI）の実施時の実用的・技術的な手続きとして、投資受入国で企業が直面しうる障壁の削減や除去を行う投資円滑化（investment facilitation）に焦点を当てて、主要な先行研究から、その定義付けや構成要素を明確にすると同時に、途上国でも先進国でも、投資円滑化の余地が相応に存在するという状況を各種統計で確認した上で、そのルール化に向けて、2000年代に投資の多国間枠組みの形成の議論が頓挫した経験のある世界貿易機関（WTO）がいかに貢献すべきかを論じていく。具体的には、投資円滑化に向けた2017年のWTO共同閣僚声明の意義を指摘しつつ、最近の交渉の進捗状況やそれに伴う注意点を踏まえ、投資分野で相応の実績を持つ国連貿易開発会議（UNCTAD）や経済協力開発機構（OECD）の役割も念頭に置いて、「投資円滑化協定」の妥結を目指すWTOでの今後の交渉のあり方について、政策的提言を試みる。それに加えて、筆者がOECDで経済外交に携わった経験に鑑み、最後に日本がWTOで果たすべき役割についても考えていく。